

建設業と

ISO9001/14001/45001

～経営事項審査の手続き～

行政書士 ほしくま事務所
星 隈 英 明

1

はじめに

建設業を営む者(建設業者)がISOマネジメント認証(QMS、EMS及びOHSMS)を取得する主な目的の一つが「公共工事入札での加点」にあることは、皆さんご存知のことと思います。今回は、建設業法上の許可を取得し、公共工事へ入札参加申請をする場合のプロセスを確認しながら主な加点項目とISOマネジメント認証との関係について考えてみたいと思います。

2

建設業法上の手続き、そのプロセスでの加点とISOの関係

(1) 建設業法上の許可

建設業の許可は、都道府県知事許可(以下「知事許可」と国土交通大臣許可(以下「大臣許可」)に区分されています。「知事許可」は、同一都道府県内に営業所がある場合、「大臣許可」は、都道府県をまたがって営業所がある場合です。建設業法上の許可を取る場合、「一般建設業」と「特定建設業」の区分があり、元請けとして受注した場合、下請に出せる金額の違いです。

(2) 経営状況分析(いわゆる「経営分析」)

建設業法上の許可を得た上で公共工事の入札に参加を希望する場合には、まず「決算変更届」を提出後、建設業者が「経営状況分析結果通知書」を取得します。

建設業において公共工事を自治体などから請け負う際に受ける必要がある経営事項審査。組織規模や財務内容など経営に関する事項を点数化して審査されるもので、その加点対象としてISO規格の認証があります。今回は、その手続きについて、加点対象のISO規格との関連を絡めてご紹介いたします。ご参考にしていただければ幸いです。(編集部)

同通知書は基本的に決算報告書の情報を基に算出されますが、特に設備・施設に関する減価償却の状況については別途資料を提出する必要があります。ISO9001/14001/45001では、「5.1 リーダーシップ及びコミットメント」「7.1 資源」に該当します。

(3) 経営事項審査(いわゆる「経審」)

その後、a)建設業者は国土交通大臣または都道府県知事へ、「経営規模等評価申請」を行い、「経営規模等評価結果通知書」が交付されます。また、b)建設業者が審査行政庁へ「総合評価値の請求」を行い、「総合評価値通知書」が交付されます。a)とb)は同時進行で審査され、審査行政庁から交付される「通知書」も一体化されています。

経審では、様々な指標が用いられますが、その内のW点(その他の審査項目(社会性等)評点)を取り上げます。主な加点項目として、①雇用、働き方改革関連(建設業退職金共済制度(建退共:けんたいきょう)、法定外労働災害補償制度)、②地域への協力体制(防災協定の締結)、③資格者(公認会計士、建設業経理士1級・2級)、若年技術者等、④研究開発の状況、建設機械の保有状況があります。ISO9001/14001/45001では、①が「4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解」「5.1 リーダーシップ及びコミットメント」「6.1 リスク及び機会への取り組み」、②が「5.1 リーダーシップ及びコミットメント」「6.1 リスク及び機会への取り組み」「E8.2 緊急事態への準備及び対応」、③が「7.1 資源」「7.2 力量」、④が「7.1 資源」に該当します。

※条項番号はISO9001・14001・45001共通、EはISO14001のみ該当

(4) 入札参加資格申請

建設業者は公共工事の受注を希望する各官庁、地方公共団体に対して入札参加申請を行います。発注機関は、

(3)経審の総合評価点を客観点とし、これに独自の基準(主観点)を加えた総合点数で格付け(入札ランク)を行い、そのランクにより受注できる工事金額が決定しています。

主な加点項目として(各発注者により異なります)、⑤雇用、働き方改革関連(障害者雇用、建設業労働災害防止協会への加入、就業規則への育児休業制度制定、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定、法務省保護観察所への協力雇用主登録)、⑥地域社会への協力・責任(地域貢献活動、インターンシップ・出前講座、ジョブチャレンジ(職場体験)、第三者賠償責任保険への加入)、⑦資格・講習(CPDS、労安法に基づく運転業務資格保有者、防災士等の資格者、不当要求防止責任者講習受講)、⑧建設機械の保有状況があります。

ISO9001/14001/45001では、⑤・⑥が「4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解」「5.1 リーダーシップ及びコミットメント」「6.1 リスク及び機会への取組み」、⑦が「7.1 資源」「7.2 力量」、⑧が「7.1 資源」に該当します。

今回は、建設業者が公共工事へ入札参加する場合のプロセスを確認しながら主な加点項目とISO認証との関係について検討してみました。

筆者紹介

星隈 英明 (ほしくま ひであき)

ソフト開発会社、化学会社勤務を経て2013年行政書士として独立、建設業許可等を主な業務として活動。その後、2018年ISO9001及びISO14001審査業務を開始。愛媛県西条市在住。



事例紹介

「21歳、国交省現場代理人2名」
株式会社堀組

(ISO9001:2015認証取得)

取締役営業部長 谷口文章



砂防工事現場

当社は和歌山県田辺市が本社の建設業です。約20年前にISO9001を取得、数年間の継続後、当時は運用が

負担になったことで一旦返上しましたが、6年前、経営審査時のメリットもあって、ISO9001を再取得しました。運用の成果もあり、国土交通省実施の工事成績評定にて、工事成績優秀企業を今年度も継続しています。

近年、若手社員が少なく、ベテラン社員が頑張っている中、3年前、高卒新人を複数名迎えました。入社後、彼らは努力と経験を重ね、数億円規模の国交省発注工事の現場代理人を担当するまで成長しました。現場代理人とは、経営者の代理として、工事現場全体の運営や

施工管理などを行う責任者です。彼らは、分からない事が未だ多い中で発注者(国交省)や、下請け業者と打ち合わせを行い、奮闘しながらも現場を無事故・無災害で竣工しました。どちらの工事も上司を含めて会社からの全面的なバックアップが必須でしたが、発注者(国交省)から工事成績80点以上の高評価点を頂きました。21歳の現場代理人たちの成長が目に見えて分かる一方、彼ら自身も工事を通じてやり甲斐や達成感を感じ、次につながってもらえればと思っています。今後も地域社会の発展に貢献できるよう邁進してまいります。



道路維持工事現場

<http://www.horigumi.co.jp/>